

## 福祉用具

### 提出資料

- ① 「生活保護法による保護変更申請書」
- ② 「見積書・請求書」
- ③ 「(介護予防)福祉用具のカタログ」
- ④ 「委任状(事業者に直接支払する場合)(生活福祉課提出)」
- ⑤ 「委任状(保険者に対して保険給付の支払委任を受ける場合)(介護保険課提出)」のコピー  
(65歳未満の生活保護者で、社会保険未加入者は必要ありません)



介護扶助決定(変更)通知書発送、生活福祉課から購入業者に直接払い

## 住宅改修

### 事前提出資料

- ① 「生活保護法による保護変更申請書」
- ② 「住宅改修が必要な理由書」(介護保険課に提出するもののコピーで可)
- ③ 「委任状(事業者に直接支払する場合)(生活福祉課提出)」
- ④ 「委任状(保険者に対して保険給付の支払委任を受ける場合)(介護保険課提出)」のコピー  
(65歳未満の生活保護者で、社会保険未加入者は必要ありません)
- ⑤ 「住宅の所有者の承諾書」(該当者のみ提出)
- ⑥ 「住宅改修の見積書」
- ⑦ 「住宅改修前後の見取図」
- ⑧ 「住宅改修前の写真」



介護扶助決定(変更)通知書発送



### 改修後提出資料

- ① 「生活保護決定(変更)通知書」のコピー(着工日・完成日を記入のこと)
- ② 「請求書、工事費内訳書」
- ③ 「改修前・後の写真」



生活福祉課から施工業者に振込み